

令和6年経済センサス - 基礎調査（甲調査） 利用上の注意

- 1 この統計表は、令和7年12月に公表した確報集計結果に基づき作成したものであり、令和7年5月に公表した速報集計結果とは異なる場合がある。
- 2 令和6年経済センサス - 基礎調査は、甲調査と乙調査の2種類から成り、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。甲調査及び乙調査とも令和6年6月1日を調査日として実施している。
- 3 甲調査は、日本標準産業分類（第14回改定）に掲げる産業に属する事業所を対象としている。ただし、国及び地方公共団体の事業所、次に掲げる事業所及び雇用者のいない個人経営の事業所を除く。
 - (1) 大分類A - 「農業、林業」に属する個人経営の事業所
 - (2) 大分類B - 「漁業」に属する個人経営の事業所
 - (3) 大分類N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792 - 「家事サービス業」に属する事業所
 - (4) 大分類R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96 - 「外国公務」に属する事業所なお、同時期に実施した経済構造実態調査・個人企業経済調査と重複する項目については、基礎調査票での回答は不要とし、各調査で把握した回答内容について基礎調査側へデータを移送することにより、報告者の負担軽減を図った。
- 4 調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、令和3年経済センサス - 活動調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。
- 5 産業分類別の結果では、回答内容の不備等により産業分類符号の格付が十分に行えなかった事業所（企業等）については、上位分類に含めて集計しているため、内訳の計と上位分類の数値が一致しない場合がある。
- 6 調査の結果、該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。
- 7 調査していないため、該当数値がないものは「…」とした。
- 8 統計諸表において、単位未満は原則として四捨五入したため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
・令和6年経済センサス - 基礎調査（甲調査）は、「雇用者のいない個人経営の事業所」を調査対象としておらず、令和3年経済センサス - 活動調査を始めとした過去の経済センサスとは調査対象範囲が異なっているため、集計結果の時系列比較には留意が必要である。